

(最終) 契約変更の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和6年6月27日
契 約 業 者 名	(株) オリエンタルコンサルタンツ 埼玉事務所
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市中央区新中里4丁目14番17号
業 務 の 名 称	R4・R5熊谷・春日部国道出張所管内橋梁点検・補修設計業務
業 務 場 所	熊谷国道出張所及び春日部国道出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変 更 し た 内 容 に つ い て 記 述 す る)	・橋梁定期点検及び第三者被害予防措置点検対象橋梁の追加（神流川橋（上り）及び本庄I－9号函渠の初回点検と旧橋の第三者被害予防措置の点検） ・関係機関との協議資料作成数量の増工 ・橋梁補修設計対象橋梁数の増工（令和4年度橋梁点検結果でⅢ判定になった熊谷国道出張所管内の4橋（佐谷田跨線橋、17号72.026kp（深谷）横断ボックス、二の橋、本庄4号橋）及び春日部国道出張所管内の5橋（越谷1号地下道、庄内古川橋（下り）、埼葛橋、16号104.801kp（上り）横断ボックス、春日部大橋） ・直接経費の増工（橋梁定期点検及び第三者被害予防措置の実施に必要な機械経費（高所作業車等）及び交通規制に必要な安全費（交通誘導警備員費、保安施設費）及び橋梁点検実施にあたり、実施した鉄道管理者（東武鉄道（株）及び秩父鉄道（株））との協議に基づき軌道内作業実施に必要な費用）
履 行 期 間 （ 自 ）	令和4年4月1日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和6年6月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	169,312,000円（税込み）
変 更 金 額	+ 45,760,000円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	215,072,000円（税込み）

変 更 理 由	令和4年12月に開通した神流川橋（上り）について、供用開始後2年以内に初回点検を実施しなければならないことから、新設された本庄Ⅰ－9号函渠とあわせて、初回点検を実施する必要があるため。旧橋については、供用はされていないが、河川管理用通路があり、第三者の立ち入りの可能性があるため、第三者被害予防措置点検を実施する必要があるため。 橋梁点検にあたり必要になった関係機関と協議を実施するための資料作成が必要なため。 令和4年度橋梁点検結果に基づき、Ⅲ判定になった橋梁のうち、熊谷国道出張所管内の4橋（佐谷田跨線橋、17号72.026kp（深谷）横断ボックス、二の橋、本庄4号橋）及び春日部国道出張所管内の5橋（越谷1号地下道、庄内古川橋（下り）、埼玉橋、16号104.801kp（上り）横断ボックス、春日部大橋）について、補修設計を実施する必要があるため。 橋梁定期点検及び第三者被害予防措置の実施に必要な機械経費（高所作業車等）及び交通規制に必要な安全費（交通誘導警備員費、保安施設費）を追加必要があるため。橋梁点検実施にあたり、実施した鉄道管理者（東武鉄道（株）及び秩父鉄道（株））との協議に基づき軌道内作業実施に必要な費用を計上する必要があるため。
----------------	---